

士藤会月報

平成26年4月

地藤・鈴木税理士事務所

〒920-0901

石川県金沢市彦三町 1-13-41

電話：076-261-3245 F A X：076-261-3200

<http://www.zeimusoudansitu.com>

mail: info@zeimusoudansitu き.com



いつもお世話になります。一昔前は相手のご機嫌伺いに「おかげさまで」と答えたものでした。「おかげさま（御陰様）」の「かげ（陰）」とは他人からの力添えや恩恵、または神仏やご先祖様の助けのことだそうです。良いことはもちろん、身に起こることすべてに「おかげさま」という気持ちで過ごしたいものです。

【「所得税」と「固定資産税」が減税されます】

地震で住宅が倒壊すれば居住者に危険がおよびます。さらに、倒壊した建物は近隣住民の避難の妨げにもなり、被害を拡大させる危険性があります。そこで、「災害に強いまちづくり」を推進するために、一定の条件を満たした耐震改修には「所得税」と「固定資産税」の減額措置が設けられています。まず所得税の減税措置についてですが、標準的な工事費用相当額の10%（最高25万円）を所得税額から控除することができます。ただし、補助金などの交付を受ける場合には、その額を差し引いた金額となります。主な要件は、昭和五十六年五月三十一日以前に着工されたもので、現在の耐震基準に適合しない住宅であること。また、居住する住宅を個人が平成二十九年十二月三十一日までに耐震改修した場合などになります。

次に固定資産税の減額措置についてですが、改修工事が完了した年の翌年度から一年間限り、120平米相当部分までの固定資産税が2分の1に減額されます。なお、120平米を超える部分は減額されません。主な要件は、昭和五十七年一月一日以前から所在していた住宅を、平成二十七年十二月三十一日までに現行の耐震基準に適合するよう耐震改修すること。また、耐震改修の費用が50万円を超えていることなどになります。なお、これらの税制優遇を受けるためには、必要書類をそろえて申告する必要があります。



【懐かしい香りのする新しいグッズ】

『読書記録しおり ワタシ文庫』は図書館の貸し出しカードを再現したしおりです。本に挟んでしおりとして使い、読み終わったら書名や簡単な感想を書き込みます。専用ポケットを手帳に貼り付けて収納すれば失くす心配もありません。電子書籍が普及しスマホのアプリでリーディングログを作成する時代ですが、しおりに手書きというアナログな作業により勉学の基礎である「読み書き」を実感できます。学校の図書室へのノスタルジーが大人たちの心を捉えているようです。



